

有田市健康ポイント事業実施要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

有田市長 玉 木 久 登

有田市訓令第15号

有田市健康ポイント事業実施要綱を廃止する要綱

有田市健康ポイント事業実施要綱（平成30年要綱第36号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。